

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 委員会規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神社協規程第 2 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第 33 条の規定により設置する。

(種 類)

第 2 条 委員会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) ボランティアセンター運営委員会
- (4) 生活福祉資金調査委員会
- (5) 福祉活動基金管理運営委員会
- (6) 問題別委員会

(委員会の機能)

第 3 条 委員会は、それぞれの所管事項について調査研究を行い必要に応じて、本会会長に意見を具申するものとする。

(総合企画委員会)

第 4 条 総合企画委員会は、他の委員会及び問題別委員会と連絡調整を図るとともに、社会福祉協議会（以下「社協」という。）活動に関する総合的企画を行うことを目的とする。

(広報委員会)

第 5 条 広報委員会は、社協が神栖市の住民に対し、適確な広報活動を行うことを目的として運営する。

(ボランティアセンター運営委員会)

第 6 条 ボランティアセンター運営委員会は、神栖市の住民の善意とボランティア活動の啓発と推進を行うことを目的として運営する。

(生活福祉資金調査委員会)

第 7 条 生活福祉資金調査委員会は、生活福祉資金の適正な運用を目的として運営する。

(福祉活動基金管理運営委員会)

第 8 条 福祉活動基金管理運営委員会は、福祉活動基金の造成、管理運営及び助成に関すること、並びに効果的な基金の活用を図ることを目的として運営する。

(問題別委員会)

第 9 条 問題別委員会は、会長の諮問に応じ神栖市内の重要な課題ごとに調査を行い、その実践を図ることを目的とする。

2 問題別委員会は、総合企画委員会の意見を聞いて設けるものとする。

(委員の委嘱)

第10条 委員会の委員は、当該事項について専門的学識経験を有するもののうちから会長が委嘱する。

- 2 問題別委員会の委員長は、総合企画委員会の委員となる。
- 3 委員の定数は、若干名とする。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第12条 委員会に委員の互選による正副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員の職務の執行を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(問題別委員会の解散)

第14条 問題別委員会は、答申を行い、事業又は活動が一定の成果をあげ得たと判断された場合には解散する。

(委任)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成7年8月8日から施行する。(改訂第6号)
- 3 この規程は、平成12年4月1日から施行する。(改訂第14号)
- 4 この規程は、平成17年8月1日から施行する。(改訂第36号)
- 5 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(改訂第118号)